

岩倉市立学校教育職員に関する業務量管理・健康確保措置

実施計画の策定について

1 策定の背景

教育職員を取り巻く環境整備に向けた総合的な方策を進める必要がある中、学校における働き方改革を一層推進するため、給特法が改正され、国は、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定め、服務監督教育委員会に対し「教員の業務量の適正な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画の策定・公表、計画の実施状況の公表」が義務づけられました。

また、県教育委員会に対しては、「計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるもの」と示され、市教育委員会は、策定した計画を令和8年3月末までに県に提出しなければならないことになっている。

2 国の指針

業務量管理・健康確保措置実施計画の策定、実施状況の公表及び総合教育会議への報告等の仕組みを通じて、国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら、取組を実施し、検証及び改善を重ねていくことが必要であるとしている。

こうしたことを踏まえ、教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、学校における業務の見直しについて、優先的に対応するものから、「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映していくこととする。

学校と教師の業務の3分類

○学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常적인見守り活動等
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では困難な事案への対応

●教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ⑧ I C T機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全の配慮
- ⑫ 校内清掃
- ⑬ 部活動

□教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ⑭ 給食の時間における対応
- ⑮ 授業準備
- ⑯ 学習評価や成績処理
- ⑰ 学校行事の準備・運営
- ⑱ 進路指導の準備
- ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

3 計画の策定に向けて

国の指針にあわせて、岩倉市教育委員会では、学校の現状や要望を踏まえて「岩倉市立学校教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」(案)を作成し、本日開催の総合教育会議や定例教育委員会の審議を経て、令和8年3月に策定する。

策定後については、毎年度、実施状況の公表及び総合教育会議への報告を実施する。